

# 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン改定版

沖縄市民小劇場あしびなー（令和5年3月13日）

## 感染拡大防止のための指標

沖縄市民小劇場あしびなーを利用するすべての方を対象に、新型コロナウイルス感染症から健康と安全を守ることを目的に、ガイドラインを作成する。

最も重点を置く指標として、3密（① 密閉 ② 密集 ③ 密接）を避けることを挙げる。

ガイドラインの内容は、様々な状況や要因を鑑みて適宜更新されます。

### ① 密閉（換気対策）

劇場は、閉鎖空間で換気が悪いとの一般的認識があると存じますが、各種法令にて、厳しい基準のもとに建設され運営されております。

**興行場法** 床面積1㎡あたり1時間に75㎡（75,000リットル）以上の換気能力を備え、清浄な外気を常時給気又は排気できる機能があること。

**ビル衛生管理法** 2ヶ月以内に1回必ず建築物管理衛生基準に基づいた空気環境測定項目を必要な国家資格者が測定を行うこと。

当劇場の空調機は、運転中に機械で確実に外気を常時導入し、客席内の空気を排出しております（第1種換気設備）。また、お客様の頭上の高く広い空間へ強力に風を送り、座席下から空気を吸い込んでおり、飛沫が空間内で長時間滞留しないように設計されております。

沖縄市民小劇場あしびなーでは、空調機の換気量を優先する設定を更に行い（冷房効果は、弱くなります）、お客様の入館前より運転、退館後も運転を行うことで、可能な限り施設内部の汚染空気の浄化と排除に努めます。

### ② 密集（密閉対策）

密集することにより、感染リスクが上がることをないように係員を配置し、適切に管理することを推奨します。

### ③ 密接（必要に応じたマスク着用）

マスク着脱は個人の判断を基本とし、強いるものではありませんが、興行内容に応じたリスク評価を主催者が行い、配慮が求められる障がい者や高齢者が多く来場されると想定しうる場合や、多く来場したときなどは、必要に応じてマスク着用を促すことを推奨します。

## 1. 基本チェックリスト（劇場職員対象）

- 劇場職員の就業前および適宜に行う体温測定と体調管理
- 劇場職員の手指消毒の徹底と、人との接触時のマスク着用
- 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置（催物がある場合は、主催者にて設置）
- 入館前より空調機等を運転し、換気
- 入場者に対するマスク着用の感染予防の有効性周知
- 事前打ち合わせで決定した対策実行状況の確認と指導

## 2. 基本的な感染拡大予防策

### （1）公演主催者による入場・開場・終演・退館時の感染対策

#### ① 密にならないための対策

- ・チケット・受付窓口の行列では、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促し、人が密集しないよう工夫すること。
- ・可能な範囲で、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を活用し、窓口での接触時間短縮および現金取扱いを減らすこと。
- ・マスク着用で口の動きが見えなくても、聴覚障がい者とコミュニケーションが円滑に進むように筆談ボードや指差しボード等を用意するなど配慮すること。
- ・入場や会場内で密にならないように、指定席にするなどの事前検討を推奨する。
- ・複合施設であるため、劇場入口前の構造や経路を確認し、入場者間または入場者と他施設利用者の接触を極力減らすように誘導や受付方法を事前に良く検討すること。
- ・当劇場の定員数を超えないよう（指定席が有効）、入場者制限を実施すること。
- ・ホワイエなどにて、お客様の出迎えやお見送りは、混雑を招く事があることに留意し、実施要否を判断すること。実施の場合には、基本的感染対策を行うこと。

#### ② 入館の参加要件

各自で検温を励行し、37.5℃以上、または37.5℃未満でも平熱と比べて高い熱がある場合や、下記（ア）の症状等に該当するときは来館を控え、自宅待機等の対応をとる様に周知・広報を行うこと。

また、来場を控えてもらうケースの事前周知に合わせて、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件についても、告知してください。

#### （ア）発熱時・咳・喉の痛み等、体調不良時

リスク評価が高い公演や各ジャンルの統括団体等のガイドラインにより主催者、公演関係者、来場者の検温の実施が必要であると主催者が判断する場合には、各受付等を設けて検温の実施が推奨される。

#### ③ 感染および疑いが発生した場合に備えた対策

- ・発生した感染者等の個人情報、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的に使用し、個人情報保護法を遵守のうえ取り扱うこと。
- ・国の機関等からの情報提供の要請があった場合には、協力要請に応じること。
- ・情報の提供を求められた際には必ず相手の身元確認を行い、情報提供を行うこと。

### （2）公演主催者による接触・飛沫対策

#### ① 接触感染対策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒・清掃を適宜行ってください。
- ・公演主催者は、会場出入口や楽屋など必要箇所に手指消毒用の適切な消毒液を設置してください。また、不足が生じないように定期的な点検を行ってください。

## ② 飛沫感染対策

- ・来場者の配席については、できるだけ指定席にするなどして、主催者側にて客席状況を管理調整(客席定員の厳守など)できるようにしてください。
- ・相互の人と人が触れ合わない程度の距離を確保できるようにしてください。
- ・来場者の案内や誘導など必要に応じて主催者判断にて、担当者のマスクの着用を推奨。
- ・楽屋を利用する関係者の人数を絞り、楽屋内での間隔を空けるような公演を検討する。

## ③ 接触・飛沫感染の共通対策

- ・親子席は密室であり、感染リスクが高いため、主催者管理の下に、同居する家族のみの利用または、病気や障害により感染リスクが高い方に配慮した使用方法を事前検討する。
- ・感染リスクを検討し、高齢者の来客が多く見込まれる場合などにおいては、定員にとらわれずに、入場者数を絞るなどの対応も視野に柔軟に対応することを事前に検討する。
- ・客席定員は、超えてはならない。来場者数が定員を超えても入館させないこと。制限によるトラブルが生じないように主催者は、指定席にするなどの対応を十分に検討すること。
- ・劇場定員数以上に入場者数を制限し空席を設ける場合は、着座可能な座席の配置が分かるように、着座不可の座席にその旨を表示するなどの対応を行うこと。

### (3) 施設の換気対策

- ・公演主催者は、換気量優先設定により冷房効果が弱まるため、イベント開催時期や天候などの状況によって、早めの冷房運転を検討すること。
- ・施設管理者は、空気調和機は適切に維持管理し、換気量を多くすることを優先した設定を行い、関係者入館前より空気調和機・換気設備を稼働し、可能な限り換気量を多くするように努めること。

### (4) 施設・設備・物品等の消毒対策

- ・建物内での消毒等を目的とする空間噴霧は、一切禁止とします。
- ・消毒液は、薬物への過敏症や、アレルギーがある方へ配慮してご使用ください。
- ・アレルギー等にて消毒液の使用が厳しい場合は、入念な手洗いをお願いすること。
- ・手指の消毒に使用するものは、品質・有効性・人体への安全性が確認された「医薬品・医薬部外品」(「医薬品」「医薬部外品」との表示のあるもの)に限ります。
- ・モノへの消毒に次亜塩素ナトリウムを使用する場合、特に取扱いに注意すること。  
金属への使用は、腐食の可能性があり禁止とします。
- ・複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行うこと。
- ・舞台関連設備や機器・備品の消毒は、劇場職員への事前承諾なしに行ってはならない。
- ・公演後の客席消毒は、主催者判断にて実施すること。1日2回以上の公演については、終演後に毎回実施し、次の公演の開場までに消毒を済ませることを推奨します。

### (5) 劇場内での飲食における感染対策

- ・ホワイエでの食事については、感染リスクが高い場面があるため、制限することを推奨します。
- ・楽屋での食事・間食については、主催者管理にて十分な感染症対策を行う必要がある。

### (6) その他基本的な感染拡大予防策

- ・主催者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応するための人員を事前に確保し、受付・ホワイエ・客席などの要所に適宜に配置すること。
- ・唾液等が付着するゴミは、ビニール袋に入れて密閉した上でゴミ袋に入れること。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行うこと。

- ・ドアノブへの接触回数を減らすため、開場・休憩・終演など出入りが多く予想される直前にドアを開放すること。
- ・施設管理者は、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、表示すること。

### 3. 舞台上や舞台裏での感染症対策

#### (1) 入念な事前打ち合わせ

- ・劇場との打ち合わせの事前に、沖縄市民小劇場あしびなーが発行する「新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を確認の上にて、関係者間で対策方法などの協議を済ませておくこと。
- ・全ての関係者は、劇場のガイドラインを理解し遵守すること。
- ・ガイドラインの運用方法については、イベント種別および内容に応じて適切となるように劇場と協議すること。
- ・感染対策責任者を明確にし、舞台と客席にそれぞれ配置すること。
- ・新型コロナウイルス感染症を要因とするやむを得ない事由により本ガイドラインおよび打合せ内容の変更の必要が生じた場合、了承し応じること。  
例：感染時の死亡リスクが極めて高い変異株のまん延が危惧される事態

#### (2) 飛沫感染対策

- ・舞台上に立つ人が正対しない、横並びにするなど配置方法も検討すること。
- ・舞台上の演出で、舞台より客席に向けての送風や、物理的に拡散させる機能を有する機器の使用は禁止する。
- ・飛沫が拡散するような行為は、一切禁止する。  
例：飲食芸（口から水や食べ物を噴き出す、パイ投げなど） ゴムパッチン芸
- ・公演時の出演者を除き、必要に応じてマスク着用を推奨し、着用時に熱中症リスクが高くなるため、主催者はこれまで以上に舞台上の人の健康に留意し、こまめに休息をとらせ、水分を補給させることや、冷房を早い段階で入れるなどの対策を行い管理すること。

#### (3) 接触感染対策

- ・公演関係者（特に出演者）と来場者が接近する場合は、人と人が触れ合わない程度の距離を取るとともに、必要に応じてマスクを着用してください。

#### (4) 舞台上の人と客席間の距離確保

- ・客席と正対し大きな発声を伴う場合は、3m以上の距離と対策を講じること。
- ・客席よりサーキュレーターを舞台上に向けて送風し、飛沫が客席に届かないようにするなどの方法を検討し、個別に十分な対策を講じることを推奨する。

#### (5) その他

- ・舞台裏・楽屋内においても、しっかり接触感染症対策を行い、実行すること。

令和2年7月8日初版策定  
 令和3年11月1日一部改定  
 ※別紙1追加  
 令和4年11月1日一部改定  
 令和5年3月13日改定

以上